

福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律案 新旧対照表 目次

○ 福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第二十五号）（本則関係）	1
○ 通訳案内士法（昭和二十四年法律第二百十号）（附則第二条関係）	34
○ 外国人観光旅客の旅行の容易化等の促進による国際観光の振興に関する法律（平成九年法律第九十一号）（附則第二条関係）	35
○ 沖縄振興特別措置法（平成十四年法律第十四号）（附則第二条関係）	36
○ 総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）（附則第二条関係）	37
○ 公営住宅法（昭和二十六年法律第九十三号）（附則第三条関係）	39
○ 登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）（附則第四条関係）	42
○ 住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）（附則第五条関係）	49
○ 独立行政法人中小企業基盤整備機構法（平成十四年法律第四百七十七号）（附則第六条関係）	51
○ 独立行政法人都市再生機構法（平成十五年法律第百号）（附則第七条関係）	52
○ 独立行政法人住宅金融支援機構法（平成十七年法律第八十二号）（附則第八条関係）	53
○ 復興庁設置法（平成二十三年法律第二百二十五号）（附則第九条関係）	54

○ 福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律案新旧対照条文  
 福島復興再生特別措置法（本則関係）

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条―第四条）</p> <p>第二章 福島復興再生基本方針（第五条・第六条）</p> <p>第三章 避難解除等区域の復興及び再生のための特別の措置</p> <p>第一節 避難解除等区域復興再生計画及びこれに基づく措置</p> <p>第一款 避難解除等区域復興再生計画（第七条）</p> <p>第二款 土地改良法等の特例等（第八条―十七条）</p> <p>第三款 企業立地促進計画及びこれに基づく措置（第十八条―第二十五条）</p> <p>第二節 既存の事業所に係る個人事業者等に対する課税の特例等（第二十六条―第二十八条）</p> <p>第三節 避難指示区域から避難している者の生活の安定を図るための措置</p> <p>第一款 公営住宅法の特例等（第二十九条―第三十四条）</p> <p>第二款 生活拠点形成事業計画及びこれに基づく措置（第三十五条―第三十八条）</p> <p>第四章 放射線による健康上の不安の解消その他の安心して暮らすこと</p>	<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条―第四条）</p> <p>第二章 福島復興再生基本方針（第五条・第六条）</p> <p>第三章 避難解除等区域の復興及び再生のための特別の措置</p> <p>第一節 避難解除等区域復興再生計画及びこれに基づく措置（第七条―第十七条）</p> <p>第二節 課税の特例（第十八条・第十九条）</p> <p>第三節 公営住宅法の特例等（第二十条―第二十五条）</p> <p>第四章 放射線による健康上の不安の解消その他の安心して暮らすこと</p>

のできる生活環境の実現のための措置（第三十九条—第五十条）

第五章 原子力災害からの産業の復興及び再生のための特別の措置

第一節 産業復興再生計画及びこれに基づく措置（第五十一条—第六十三条）

第二節 東日本大震災復興特別区域法の特例（第六十四条・第六十五条）

第三節 農林水産業の復興及び再生のための施策等（第六十六条—第七十条）

第六章 新たな産業の創出等に寄与する取組の重点的な推進（第七十一条—第七十六条）

第七章 福島の復興及び再生に関する施策の推進のために必要な措置（第七十七条—第八十二条）

第八章 原子力災害からの福島復興再生協議会（第八十三条）

第九章 雑則（第八十四条—第八十八条）

（定義）

第四条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 一三（略）

四 避難解除区域 原子力発電所の事故に関して原子力災害対策特別措置法（平成十一年法律第百五十六号）第十五条第三項又は第二十条第

二項の規定により内閣総理大臣又は原子力災害対策本部長（同法第十

のできる生活環境の実現のための措置（第二十六条—第三十七条）

第五章 原子力災害からの産業の復興及び再生のための特別の措置

第一節 産業復興再生計画及びこれに基づく措置（第三十八条—第五十条）

第二節 東日本大震災復興特別区域法の特例（第五十一条—第五十二条）

第三節 農林水産業の復興及び再生のための施策等（第五十三条—五十七条）

第六章 新たな産業の創出等に寄与する取組の重点的な推進（第五十八条—第六十三条）

第七章 福島の復興及び再生に関する施策の推進のために必要な措置（第六十四条—第六十九条）

第八章 原子力災害からの福島復興再生協議会（第七十条）

第九章 雑則（第七十一条—第七十五条）

（定義）

第四条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 一三（略）

四 避難解除区域 原子力発電所の事故に関して原子力災害対策特別措置法（平成十一年法律第百五十六号）第十五条第三項又は第二十条第

二項の規定により内閣総理大臣又は原子力災害対策本部長（同法第十

七条第一項に規定する原子力災害対策本部長をいう。次号において同じ。)が福島市の町村長又は福島県知事に対して行った次に掲げる指示(以下「避難指示」という。)の対象となった区域のうち当該避難指示が全て解除された区域をいう。

イ 原子力災害対策特別措置法第二十七条の四第一項又は同法第二十八条第二項の規定により読み替えて適用される災害対策基本法(昭和三十六年法律第二百二十三号)第六十三条第一項の規定による警戒区域の設定を行うことの指示

ロ 住民に対し避難のための立退きを求める指示を行うことの指示

ハ 住民に対し居住及び事業活動の制限を求める指示を行うことの指示

ニ 住民に対し緊急時の避難のための立退き又は屋内への退避の準備を行うことを求める指示を行うことの指示

ホ イからニまでに掲げるもののほか、これらに類するものとして政令で定める指示

## 五 (略)

(福島復興再生基本方針の策定等)

## 第五条 (略)

2 福島復興再生基本方針には、次に掲げる事項を定めるものとする。

## 一 四 (略)

五 第五十一條第一項に規定する産業復興再生計画の同条第九項の認定に関する基本的な事項

七条第一項に規定する原子力災害対策本部長をいう。次号において同じ。)が福島市の町村長又は福島県知事に対して行った次に掲げる指示(以下「避難指示」という。)の対象となった区域のうち当該避難指示が全て解除された区域をいう。

イ 原子力災害対策特別措置法第二十七条の四第一項又は同法第二十八条第二項の規定により読み替えて適用される災害対策基本法(昭和三十六年法律第二百二十三号)第六十三条第一項の規定による警戒区域の設定を行うことの指示

ロ 住民に対し避難のための立退きを求める指示を行うことの指示

ハ 住民に対し緊急時の避難のための立退き又は屋内への退避の準備を行うことを求める指示を行うことの指示

ニ イからハまでに掲げるもののほか、これらに類するものとして政令で定める指示

## 五 (略)

(福島復興再生基本方針の策定等)

## 第五条 (略)

2 福島復興再生基本方針には、次に掲げる事項を定めるものとする。

## 一 四 (略)

五 第三十八條第一項に規定する産業復興再生計画の同条第九項の認定に関する基本的な事項

六 (略)

七 第七十一条第一項に規定する重点推進計画の同条第五項の認定に関する基本的な事項

八・九 (略)

3〽7 (略)

第一節 避難解除等区域復興再生計画及びこれに基づく措置

第一款 避難解除等区域復興再生計画

第七条 内閣総理大臣は、福島復興再生基本方針に即して、福島県知事の申出に基づき、避難解除等区域の復興及び再生を推進するための計画（以下「避難解除等区域復興再生計画」という。）を定めるものとする。

2 避難解除等区域復興再生計画には、次に掲げる事項（第三号から第五号までに掲げる事項にあつては、過去に避難指示の対象となつたことがない区域にわたるもの及び現に避難指示（第四条第四号イに掲げる指示であるものを除く。）の対象となつている区域（同条第五号に規定する近く避難指示が全て解除される見込みであるとされた区域を除く。）におけるもの）であつて、避難解除等区域の復興及び再生のために特に必要と認められるものを含む。）を定めるものとする。

一 避難解除等区域復興再生計画の意義及び目標

二 避難解除等区域復興再生計画の期間

三 産業の復興及び再生に関する事項

四 道路、港湾、海岸その他の公共施設の整備に関する事項

六 (略)

七 第五十八条第一項に規定する重点推進計画の同条第五項の認定に関する基本的な事項

八・九 (略)

3〽7 (略)

第一節 避難解除等区域復興再生計画及びこれに基づく措置

(避難解除等区域復興再生計画)

第七条 内閣総理大臣は、福島復興再生基本方針に即して、福島県知事の申出に基づき、避難解除等区域の復興及び再生を推進するための計画（以下「避難解除等区域復興再生計画」という。）を定めるものとする。

2 避難解除等区域復興再生計画には、次に掲げる事項（第三号から第五号までに掲げる事項にあつては、過去に避難指示の対象となつたことがない区域にわたるもの）であつて、避難解除等区域の復興及び再生のために特に必要と認められるものを含む。）を定めるものとする。

一 避難解除等区域復興再生計画の意義及び目標

二 避難解除等区域復興再生計画の期間

三 産業の復興及び再生に関する事項

四 道路、港湾、海岸その他の公共施設の整備に関する事項

五 生活環境の整備に関する事項

六 前各号に掲げるもののほか、将来的な住民の帰還を目指す区域における避難指示の解除後の当該区域の復興及び再生に向けた準備のための取組その他避難解除等区域の復興及び再生に関し特に必要な事項

3～7 (略)

第二款 土地改良法等の特例等

第八条～第十二条 (略)

(海岸法の特例)

第十三条 (略)

2 前項の規定による指定は、海岸管理者(海岸法第二条第三項に規定する海岸管理者をいう。以下この条及び第五十八条第二項第二号において同じ。)である福島県知事の要請に基づいて行うものとする。

3～5 (略)

第十四条～第十六条 (略)

(生活環境整備事業)

第十七条 内閣総理大臣は、避難解除等区域復興再生計画(第七条第二項第五号に掲げる事項に係る部分に限る。)に基づいて行う生活環境整備事業(住民の生活環境の改善に資するために必要となる公共施設又は公益的施設の清掃その他の当該施設の機能を回復するための事業であつて

五 生活環境の整備に関する事項

六 前各号に掲げるもののほか、将来的な住民の帰還を目指す区域における避難指示の解除後の当該区域の復興及び再生に向けた準備のための取組その他避難解除等区域の復興及び再生に関し特に必要な事項

3～7 (略)

第八条～第十二条 (略)

(海岸法の特例)

第十三条 (略)

2 前項の規定による指定は、海岸管理者(海岸法第二条第三項に規定する海岸管理者をいう。以下この条及び第四十五条第二項第二号において同じ。)である福島県知事の要請に基づいて行うものとする。

3～5 (略)

第十四条～第十六条 (略)

(生活環境整備事業)

第十七条 内閣総理大臣は、避難解除等区域復興再生計画(第七条第二項第五号に掲げる事項に係る部分に限る。)に基づいて行う生活環境整備事業(避難解除等区域において住民の生活環境の改善に資するために必要となる公共施設又は公益的施設の清掃その他の当該施設の機能を回復

、復興庁令で定めるものをいう。)を、復興庁令で定めるところにより、当該施設を管理する者の要請に基づいて、行うことができる。

2 (略)

第三款 企業立地促進計画及びこれに基づく措置

(企業立地促進計画の作成等)

第十八条 福島県知事は、避難解除等区域復興再生計画に即して、復興庁令で定めるところにより、避難解除等区域復興再生推進事業(雇用機会の確保に寄与する事業その他の避難解除等区域の復興及び再生の推進に資する事業であつて、復興庁令で定めるものをいう。以下同じ。)を実施する企業の立地を促進するための計画(以下この条及び次条第一項において「企業立地促進計画」という。)を作成することができる。

2 企業立地促進計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。

一 企業立地促進計画の目標及び期間

二 避難解除区域及び現に避難指示であつて第四条第四号ハに掲げる指示であるものの対象となつている区域(以下「避難解除区域等」という。)内の区域であつて、避難解除等区域復興再生推進事業を実施する企業の立地を促進すべき区域(以下「企業立地促進区域」という。)

1

三 避難解除等区域復興再生推進事業を実施する企業の立地を促進するため企業立地促進区域において実施しようとする措置の内容

四 前三号に掲げるもののほか、企業立地促進計画の実施に關し必要な

するための事業であつて、復興庁令で定めるものをいう。)を、復興庁令で定めるところにより、当該施設を管理する者の要請に基づいて、行うことができる。

2 (略)

事項

3 福島県知事は、企業立地促進計画を作成しようとするときは、あらかじめ、関係市町村長の意見を聴かなければならない。

4 福島県知事は、企業立地促進計画を作成したときは、これを公表するよう努めるとともに、内閣総理大臣に提出しなければならない。

5 内閣総理大臣は、前項の規定により企業立地促進計画の提出があった場合においては、その内容を関係行政機関の長に通知しなければならない。

6 内閣総理大臣は、第四項の規定により提出された企業立地促進計画が避難解除等区域復興再生計画に適合していないと認めるときは、福島県知事に対し、これを変更すべきことを求めることができる。

7 第三項から前項までの規定は、企業立地促進計画の変更について準用する。

(企業立地促進計画の実施状況の報告等)

第十九条 福島県知事は、前条第四項の規定により提出した企業立地促進計画（その変更について同条第七項において準用する同条第四項の規定による提出があったときは、その変更後のもの。以下「提出企業立地促進計画」という。）の実施状況について、毎年、公表するよう努めるとともに、内閣総理大臣に報告するものとする。

2 内閣総理大臣は、前条第二項第三号の措置が実施されていないと認めるときは、福島県知事に対し、相当の期間を定めて、その改善のために必要な措置をとるべきことを要請することができる。

3 内閣総理大臣は、前項の期間が経過した後においてもなお前条第二項第三号の措置が実施されていないと認めるときは、福島県知事に対し、提出企業立地促進計画の廃止又は変更を勧告することができる。

(避難解除等区域復興再生推進事業実施計画の認定等)

第二十條 提出企業立地促進計画に定められた企業立地促進区域内において避難解除等区域復興再生推進事業を実施する個人事業者又は法人は、復興庁令で定めるところにより、当該避難解除等区域復興再生推進事業の実施に関する計画（以下この条において「避難解除等区域復興再生推進事業実施計画」という。）を作成し、当該避難解除等区域復興再生推進事業実施計画が適当である旨の福島県知事の認定を申請することができる。

2 避難解除等区域復興再生推進事業実施計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 避難解除等区域復興再生推進事業の目標
- 二 避難解除等区域復興再生推進事業の内容及び実施期間
- 三 避難解除等区域復興再生推進事業の実施体制
- 四 避難解除等区域復興再生推進事業を実施するために必要な資金の額及びその調達方法

3 福島県知事は、第一項の規定による認定の申請があつた場合において、その避難解除等区域復興再生推進事業実施計画が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、その認定をするものとする。

- 一 提出企業立地促進計画に適合すること。

二 避難解除等区域復興再生推進事業の実施が避難解除等区域の復興及び再生の推進に寄与するものであると認められること。

三 円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。

4 前項の認定を受けた者（以下「認定事業者」という。）は、当該認定に係る避難解除等区域復興再生推進事業実施計画（以下「認定避難解除等区域復興再生推進事業実施計画」という。）の変更をしようとするときは、復興庁令で定めるところにより、福島県知事の認定を受けなければならぬ。

5 第三項の規定は、前項の認定について準用する。

6 福島県知事は、認定事業者が認定避難解除等区域復興再生推進事業実施計画（第四項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの。以下同じ。）に従って避難解除等区域復興再生推進事業を実施していないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

第二十一条 福島県知事は、認定事業者に対し、認定避難解除等区域復興再生推進事業実施計画に係る避難解除等区域復興再生推進事業の適確な実施に必要な指導及び助言を行うことができる。

第二十二条 福島県知事は、認定事業者に対し、認定避難解除等区域復興再生推進事業実施計画の実施状況について報告を求めることができる。

（認定事業者に対する課税の特例）

第二十三条 提出企業立地促進計画に定められた企業立地促進区域内にお

いて認定避難解除等区域復興再生推進事業実施計画に従って避難解除等区域復興再生推進事業の用に供する施設又は設備を新設し、又は増設した認定事業者（第二十六条の規定により福島県知事の確認を受けたものを除く。）が、当該新設又は増設に伴い新たに取得し、又は製作し、若しくは建設した機械及び装置、建物及びその附属設備並びに構築物については、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成二十三年法律第二十九号。以下「震災特例法」という。）で定めるところにより、課税の特例の適用があるものとする。

第二十四条 認定事業者（第二十七条の規定により福島県知事の確認を受けたものを除く。）が、認定避難解除等区域復興再生推進事業実施計画に従って、原子力災害の被災者である労働者を、提出企業立地促進計画に定められた企業立地促進区域内に所在する事業所において雇用している場合には、当該認定事業者に対する所得税及び法人税の課税については、震災特例法で定めるところにより、課税の特例の適用があるものとする。

（認定事業者に対する地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置）

第二十五条 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第六条の規定により、福島県又は市町村（避難解除区域等をその区域に含む市町村に限る。以下この条及び第二十八条において同じ。）が、提出企業立地促進計画に定められた企業立地促進区域内において認定避難解除等区域復興再生推進事業実施計画に従って避難解除等区域復興再生推進事業の用

に供する施設又は設備を新設し、又は増設した認定事業者（第二十八条の規定により福島県知事の確認を受けたものを除く。）について、当該事業に対する事業税、当該事業の用に供する建物若しくはその敷地である土地の取得に対する不動産取得税若しくは当該事業の用に供する機械及び装置、建物若しくは構築物若しくはこれらの敷地である土地に対する固定資産税を課さなかった場合又はこれらの地方税に係る不均一の課税をした場合において、これらの措置が総務省令で定める場合に該当するものと認められるときは、福島県又は市町村のこれらの措置による減収額（事業税又は固定資産税に関するこれらの措置による減収額にあつては、これらの措置がされた最初の年度以降五箇年度におけるものに限る。）は、地方交付税法（昭和二十五年法律第二百一十一号）の定めるところにより、福島県又は市町村に対して交付すべき特別交付税の算定の基礎に算入するものとする。

第二節 既存の事業所に係る個人事業者等に対する課税の特例等  
（既存の事業所に係る個人事業者等に対する課税の特例）

第二十六条 避難解除区域内において事業の用に供する施設又は設備を新設し、又は増設した個人事業者又は法人（避難指示の対象となつた区域内に平成二十三年三月十一日においてその事業所が所在していたことについて、復興庁令で定めるところにより福島県知事の確認を受けたものに限る。）が、当該新設又は増設に伴い新たに取得し、又は製作し、若しくは建設した機械及び装置、建物及びその附属設備並びに構築物については、震災特例法で定めるところにより、課税の特例の適用がある

第二節 課税の特例

第十八条 避難解除区域内において事業の用に供する施設又は設備を新設し、又は増設した個人事業者又は法人（避難指示の対象となつた区域内に平成二十三年三月十一日においてその事業所が所在していたことについて、復興庁令で定めるところにより福島県知事の確認を受けたものに限る。）が、当該新設又は増設に伴い新たに取得し、又は製作し、若しくは建設した機械及び装置、建物及びその附属設備並びに構築物については、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する

ものとする。

第二十七条 個人事業者又は法人（避難指示の対象となつた区域内に平成二十三年三月十一日においてその事業所が所在していたことについて、復興庁令で定めるところにより福島県知事の確認を受けたものに限る。）が、原子力災害の被災者である労働者を、避難解除区域内に所在する事業所において雇用している場合には、当該個人事業者又は法人に対する所得税及び法人税の課税については、震災特例法で定めるところにより、課税の特例の適用があるものとする。

（既存の事業所に係る個人事業者等に対する地方税の課税免除又は不均  
一課税に伴う措置）

第二十八条 第二十五条の規定は、地方税法第六条の規定により、福島県又は市町村が、避難解除区域等内において事業の用に供する施設又は設備を新設し、又は増設した個人事業者又は法人（避難指示の対象となつた区域内に平成二十三年三月十一日においてその事業所が所在していたことについて、復興庁令で定めるところにより福島県知事の確認を受けたものに限る。）について、当該事業に対する事業税、当該事業の用に供する建物若しくはその敷地である土地の取得に対する不動産取得税若しくは当該事業の用に供する機械及び装置、建物若しくは構築物若しくはこれらの敷地である土地に対する固定資産税を課さなかつた場合又はこれらの地方税に係る不均一の課税をした場合において、これらの措置

法律（平成二十三年法律第二十九号。次条において「震災特例法」という。）で定めるところにより、課税の特例の適用があるものとする。

第十九条 個人事業者又は法人（避難指示の対象となつた区域内に平成二十三年三月十一日においてその事業所が所在していたことについて、復興庁令で定めるところにより福島県知事の確認を受けたものに限る。）が、原子力災害の被災者である労働者を、避難解除区域内に所在する事業所において雇用している場合には、当該個人事業者又は法人に対する所得税及び法人税の課税については、震災特例法で定めるところにより、課税の特例の適用があるものとする。

が総務省令で定める場合に該当するものと認められるときに準用する。

第三節 避難指示区域から避難している者の生活の安定を図るための措置

第一款 公営住宅法の特例等

(公営住宅に係る国の補助の特例)

第二十九条 公営住宅法(昭和二十六年法律第九十三号)第二条第十六号に規定する事業主体(以下「事業主体」という。)が、避難指示区域(現に避難指示であつて第四条第四号イからハまでに掲げる指示であるもの)の対象となつて居る区域をいう。以下同じ。)に存する住宅に平成二十三年三月十一日において居住していた者(以下「居住制限者」という。)に賃貸又は転貸するため同法第二条第七号に規定する公営住宅の整備をする場合には、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句をそれぞれ同表の下欄に掲げる字句と読み替えて、これらの規定を適用し、同法第八条第一項ただし書若しくは第十七条第三項ただし書又は激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(昭和三十七年法律第五十号。以下この条及び第三十一条において「激甚災害法」という。)第二十二條第一項ただし書の規定は、適用しない。

公営住宅法 第八条第一	次の各号の一に該当する場合において、事業主体が災	事業主体が第十一条第一項に規定する交付申請書を提出する日に いて居住制限者(福島復興再生特
----------------	--------------------------	--

第三節 公営住宅法の特例等

(公営住宅に係る国の補助の特例)

第二十条 公営住宅法(昭和二十六年法律第九十三号)第二条第十六号に規定する事業主体(次項及び第二十二條第二項において「事業主体」という。)が、避難指示区域(現に避難指示であつて第四条第四号イ又はロに掲げる指示であるもの)の対象となつて居る区域をいう。以下同じ。)に存する住宅に平成二十三年三月十一日において居住していた者(以下「居住制限者」という。)に賃貸又は転貸するため同法第二条第七号に規定する公営住宅の整備をする場合には、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句をそれぞれ同表の下欄に掲げる字句と読み替えて、これらの規定を適用し、同法第八条第一項ただし書若しくは第十七条第三項ただし書又は激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(昭和三十七年法律第五十号。以下この条及び第二十二條において「激甚災害法」という。)第二十二條第一項ただし書の規定は、適用しない。

公営住宅法 第八条第一	次の各号の一に該当する場合において、事業主体が災	事業主体が第十一条第一項に規定する交付申請書を提出する日に いて居住制限者(福島復興再生特
----------------	--------------------------	--

(略)	(略)	(略)	(略)
激甚災害法 第二十二條 第一項	激甚災害を受けた 政令で定める地域 にあつた住宅であ つて当該激甚災害 により滅失したも のにその災害の当 時居住していた	公営住宅法第十一條第一項に規定 する交付申請書を提出する日にお いて居住制限者（福島復興再生特 別措置法（平成二十四年法律第二 十五号）第二十九條第一項に規定 する居住制限者をいう。）である	害により滅失した 住宅に居住してい た 別措置法（平成二十四年法律第二 十五号）第二十九條第一項に規定 する居住制限者をいう。第十七條 第三項において同じ。）である

2  
(略)

第三十條 (略)

(居住制限者向け公営住宅等の処分の特例)

第三十一條 第二十九條第一項の規定により読み替えられた公営住宅法第  
八條第一項若しくは激甚災害法第二十二條第一項の規定による国の補助  
を受け、又は第三十六條第三項に規定する生活拠点形成交付金（次項に

(略)	(略)	(略)	(略)
激甚災害法 第二十二條 第一項	激甚災害を受けた 政令で定める地域 にあつた住宅であ つて当該激甚災害 により滅失したも のにその災害の当 時居住していた	公営住宅法第十一條第一項に規定 する交付申請書を提出する日にお いて居住制限者（福島復興再生特 別措置法（平成二十四年法律第二 十五号）第二十九條第一項に規定す る居住制限者をいう。）である	害により滅失した 住宅に居住してい た 別措置法（平成二十四年法律第二 十五号）第二十九條第一項に規定す る居住制限者をいう。第十七條第 三項において同じ。）である

2  
(略)

第二十一條 (略)

(居住制限者向け公営住宅等の処分の特例)

第二十二條 第二十條第一項の規定により読み替えられた公営住宅法第八  
條第一項若しくは激甚災害法第二十二條第一項の規定による国の補助を  
受け、又は東日本大震災復興特別区域法第七十八條第三項に規定する復

において「生活拠点形成交付金」という。）若しくは東日本大震災復興特別区域法第七十八条第三項に規定する復興交付金（次項及び第八十条第一項において「復興交付金」という。）を充てて居住制限者に賃貸するため建設又は買取りをした公営住宅（当該公営住宅に係る公営住宅法第二条第九号に規定する共同施設（次項において「共同施設」という。）を含む。）に対する公営住宅法第四十四条第一項及び第二項並びに附則第十五項の規定の適用については、同条第一項中「四分の一」とあるのは「六分の一」と、同条第二項中「又はこれらの修繕若しくは改良」とあるのは「若しくはこれらの修繕若しくは改良に要する費用又は地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法（平成十七年法律第七十九号）第六条の地域住宅計画に基づく事業若しくは事務の実施」と、同法附則第十五項中「その耐用年限の四分の一を経過した場合においては」とあるのは「その耐用年限の六分の一を経過した場合において特別の事由のあるとき、又は耐用年限の四分の一を経過した場合においては」とする。

2 事業主体は、第二十九条第一項の規定により読み替えられた公営住宅法第八条第一項若しくは激甚災害法第二十二条第一項の規定による国の補助を受け、若しくは生活拠点形成交付金若しくは復興交付金を充てて居住制限者に賃貸するため建設若しくは買取りをし、又は居住制限者に転貸するため借上げをした公営住宅（当該公営住宅に係る共同施設を含む。）について、当該事業主体である地方公共団体の区域内の住宅事情からこれを引き続いて管理する必要がないと認めるときは、公営住宅法第四十四条第三項の規定にかかわらず、当該公営住宅の用途を廃止する

興交付金（次項及び第六十七条第一項において「復興交付金」という。）を充てて居住制限者に賃貸するため建設又は買取りをした公営住宅（当該公営住宅に係る公営住宅法第二条第九号に規定する共同施設（次項において「共同施設」という。）を含む。）に対する公営住宅法第四十四条第一項及び第二項並びに附則第十五項の規定の適用については、同条第一項中「四分の一」とあるのは「六分の一」と、同条第二項中「又はこれらの修繕若しくは改良」とあるのは「若しくはこれらの修繕若しくは改良に要する費用又は地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法（平成十七年法律第七十九号）第六条の地域住宅計画に基づく事業若しくは事務の実施」と、同法附則第十五項中「その耐用年限の四分の一を経過した場合においては」とあるのは「その耐用年限の六分の一を経過した場合において特別の事由のあるとき、又は耐用年限の四分の一を経過した場合においては」とする。

2 事業主体は、第二十条第一項の規定により読み替えられた公営住宅法第八条第一項若しくは激甚災害法第二十二条第一項の規定による国の補助を受け、若しくは復興交付金を充てて居住制限者に賃貸するため建設若しくは買取りをし、又は居住制限者に転貸するため借上げをした公営住宅（当該公営住宅に係る共同施設を含む。）について、当該事業主体である地方公共団体の区域内の住宅事情からこれを引き続いて管理する必要がないと認めるときは、公営住宅法第四十四条第三項の規定にかかわらず、当該公営住宅の用途を廃止することができる。この場合に

ことができる。この場合において、当該事業主体は、当該公営住宅の用途を廃止した日から三十日以内にその旨を国土交通大臣に報告しなければならない。

第三十二条・第三十三条 (略)

(居住安定協議会)

第三十四条 福島県及び避難元市町村(避難指示区域をその区域に含む市町村をいう。以下同じ。)は、原子力災害の影響により避難し、又は住所を移転することを余儀なくされた者(以下この項において「避難者」という。)に賃貸するための公営住宅の供給その他の避難者の居住の安定の確保に関し必要となるべき措置について協議するため、居住安定協議会(以下この条において「協議会」という。)を組織することができる。この場合において、福島県及び避難元市町村は、必要と認めるときは、協議会に福島県及び避難元市町村以外の者で避難者の居住の安定の確保を図るため必要な措置を講ずる者を加えることができる。

2～4 (略)

第二款 生活拠点形成事業計画及びこれに基づく措置

(生活拠点形成事業計画の作成等)

第三十五条 福島県知事及び避難先市町村(多数の居住制限者が居住し、又は居住しようとする市町村をいう。以下この項及び次条第一項において同じ。)の長(避難元市町村その他の地方公共団体が次項第二号から

において、当該事業主体は、当該公営住宅の用途を廃止した日から三十日以内にその旨を国土交通大臣に報告しなければならない。

第二十三条・第二十四条 (略)

(居住安定協議会)

第二十五条 福島県及び避難指示区域をその区域に含む市町村(以下この項において「福島県等」という。)は、原子力災害の影響により避難し、又は住所を移転することを余儀なくされた者(以下この項において「避難者」という。)に賃貸するための公営住宅の供給その他の避難者の居住の安定の確保に関し必要となるべき措置について協議するため、居住安定協議会(以下この条において「協議会」という。)を組織することができる。この場合において、福島県等は、必要と認めるときは、協議会に福島県等以外の者で避難者の居住の安定の確保を図るため必要な措置を講ずる者を加えることができる。

2～4 (略)

第四号までに規定する事業又は事務を実施しようとする場合にあっては、福島県知事、避難先市町村の長及び当該地方公共団体の長）は、共同して、避難先市町村の区域内における公営住宅の整備その他の居住制限者の生活の拠点を形成する事業に関する計画（以下この条及び次条において「生活拠点形成事業計画」という。）を作成することができる。

2 生活拠点形成事業計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。

一 生活拠点形成事業計画の目標

二 公営住宅の整備又は管理に関する事業に関する事項

三 居住制限者の生活の拠点を形成する事業（前号に規定するものを除く。）であつて次に掲げるものに関する事項

イ 道路法第二条第一項に規定する道路の新設又は改築に関する事業

ロ 義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律（昭和三十

三年法律第八十一号）第十一条第一項に規定する義務教育諸学校等

施設の整備に関する事業

ハ その他復興庁令で定める事業

四 前二号に規定する事業と一体となつてその効果を増大させるために必要な事業又は事務に関する事項

五 計画期間

六 前各号に掲げるもののほか、居住制限者の生活の拠点の形成に関し必要な事項

3 生活拠点形成事業計画を作成しようとする者は、あらかじめ、避難元

市町村の長その他関係地方公共団体の長の意見を聴かなければならない

°

4 前項の規定は、生活拠点形成事業計画の変更について準用する。

(生活拠点形成交付金の交付等)

第三十六条 福島県、避難先市町村又は避難元市町村その他の地方公共団体（次項において「福島県等」という。）は、同項の交付金を充てて生活拠点形成事業計画に基づく事業又は事務（同項において「生活拠点形成交付金事業等」という。）の実施をしようとするときは、復興庁令で定めるところにより、当該生活拠点形成事業計画を内閣総理大臣に提出しなければならない。

2 国は、福島県等に対し、前項の規定により提出された生活拠点形成事業計画に係る生活拠点形成交付金事業等の実施に要する経費に充てるため、復興庁令で定めるところにより、予算の範囲内で、交付金を交付することができる。

3 前項の規定による交付金（次項及び第三十八条において「生活拠点形成交付金」という。）を充てて行う事業又は事務に要する費用については、公営住宅法その他の法令の規定に基づく国の負担又は補助は、当該規定にかかわらず、行わないものとする。

4 前三項に定めるもののほか、生活拠点形成交付金の交付に関し必要な事項は、復興庁令で定める。

(生活の拠点の形成に当たつての配慮)

第三十七条 居住制限者の生活の拠点の形成は、居住制限者が長期にわたり避難を余儀なくされていることを踏まえ、その生活の安定を図ること

を旨として、行われなければならない。

(東日本大震災復興特別区域法の準用)

第三十八条 東日本大震災復興特別区域法第八十一条から第八十三条までの規定は、生活拠点形成交付金について準用する。この場合において、同法第八十一条第一項中「特定市町村又は特定都道府県」とあるのは「福島復興再生特別措置法第三十六条第一項に規定する福島県等（以下「福島県等」という。）」と、同条第二項及び同法第八十三条中「特定市町村又は特定都道府県」とあるのは「福島県等」と、同法第八十二条中「は、復興交付金事業計画」とあるのは「は、福島復興再生特別措置法第三十五条第一項に規定する生活拠点形成事業計画（以下「生活拠点形成事業計画」という。）」と、「同法」とあるのは「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」と、「確定は、復興交付金事業計画」とあるのは「確定は、生活拠点形成事業計画」と、同法第八十三条第一項中「復興交付金事業計画」とあるのは「生活拠点形成事業計画」と、「復興交付金事業等」とあるのは「福島復興再生特別措置法第三十六条第一項に規定する生活拠点形成交付金事業等」と読み替えるものとする。

第三十九条～第四十三条 (略)

(除染等の措置等の迅速な実施等)

第四十四条 国は、福島の健全な復興を図るため、福島の地方公共団体と

第二十六条～第三十条 (略)

(除染等の措置等の迅速な実施等)

第三十一条 国は、福島の健全な復興を図るため、福島の地方公共団体と

連携して、福島における除染等の措置等（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法（平成二十三年法律第百十号）第二十五条第一項に規定する除染等の措置等という。第三項及び第四十六条において同じ。）を迅速に実施するものとする。

2・3 （略）

第四十五条～第四十九条 （略）

（その他の安心して暮らすことのできる生活環境の実現のための措置）

第五十条 国は、第四十一条から前条までに定めるもののほか、福島において、放射線による健康上の不安の解消その他の安心して暮らすことのできる生活環境の実現を図るために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるものとする。

（産業復興再生計画の認定）

第五十一条 （略）

2 産業復興再生計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

一・二 （略）

三 第一号の目標を達成するために実施し又はその実施を促進しようとする産業復興再生事業（次に掲げる事業で、第五十三条から第六十三条までの規定による規制の特例措置の適用を受けるものをいう。以下

連携して、福島における除染等の措置等（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法（平成二十三年法律第百十号）第二十五条第一項に規定する除染等の措置等という。第三項及び第三十三条において同じ。）を迅速に実施するものとする。

2・3 （略）

第三十二条～第三十六条 （略）

（その他の安心して暮らすことのできる生活環境の実現のための措置）

第三十七条 国は、第二十八条から前条までに定めるもののほか、福島において、放射線による健康上の不安の解消その他の安心して暮らすことのできる生活環境の実現を図るために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるものとする。

（産業復興再生計画の認定）

第三十八条 （略）

2 産業復興再生計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

一・二 （略）

三 第一号の目標を達成するために実施し又はその実施を促進しようとする産業復興再生事業（次に掲げる事業で、第四十条から第五十条までの規定による規制の特例措置の適用を受けるものをいう。以下同じ

同じ。)の内容及び実施主体に関する事項

イ 福島特例通訳案内士育成等事業(福島において福島特例通訳案内士(第五十三条第二項に規定する福島特例通訳案内士をいう。)の育成、確保及び活用を図る事業をいう。)

ロ～ニ (略)

ホ 流通機能向上事業(流通業務施設(トラックターミナル、卸売市場、倉庫又は上屋をいう。以下ホ及び第六十一条第二項において同じ。)を中核として、輸送、保管、荷さばき及び流通加工を一体的に行うことによる流通業務の総合化を図る事業又は輸送網の集約、配送の共同化その他の輸送の合理化を行うことによる流通業務の効率化を図る事業(当該事業の用に供する流通業務施設の整備を行う事業を含む。))であって、福島における流通機能の向上に資するものをいう。)

へ・ト (略)

四 前号に規定する産業復興再生事業(この第五十三条から第六十三条までの規定による特別の措置の内容

五 (略)

3 前項の「規制の特例措置」とは、法律により規定された規制についての第五十三条から第六十一条までに規定する法律の特例に関する措置及び政令又は主務省令(以下この項において「政令等」という。)により規定された規制についての第六十二条の規定による政令若しくは復興庁令(告示を含む。)、主務省令(第八十五条ただし書に規定する規制にあっては、主務省令。第六十二条及び第六十三条において「復興庁令・

。))の内容及び実施主体に関する事項

イ 福島特例通訳案内士育成等事業(福島において福島特例通訳案内士(第四十条第二項に規定する福島特例通訳案内士をいう。)の育成、確保及び活用を図る事業をいう。)

ロ～ニ (略)

ホ 流通機能向上事業(流通業務施設(トラックターミナル、卸売市場、倉庫又は上屋をいう。以下ホ及び第四十八条第二項において同じ。)を中核として、輸送、保管、荷さばき及び流通加工を一体的に行うことによる流通業務の総合化を図る事業又は輸送網の集約、配送の共同化その他の輸送の合理化を行うことによる流通業務の効率化を図る事業(当該事業の用に供する流通業務施設の整備を行う事業を含む。))であって、福島における流通機能の向上に資するものをいう。)

へ・ト (略)

四 前号に規定する産業復興再生事業(この第四十条から第五十条までの規定による特別の措置の内容

五 (略)

3 前項の「規制の特例措置」とは、法律により規定された規制についての第四十条から第四十八条までに規定する法律の特例に関する措置及び政令又は主務省令(以下この項において「政令等」という。)により規定された規制についての第四十九条の規定による政令若しくは復興庁令(告示を含む。)、主務省令(第七十二条ただし書に規定する規制にあっては、主務省令。第四十九条及び第五十条において「復興庁令・主務

主務省令」という。)又は第六十三条の規定による条例で規定する政令等の特例に関する措置をいい、これらの措置の適用を受ける場合において当該規制の趣旨に照らし福島県がこれらの措置と併せて実施し又はその実施を促進することが必要となる措置を含むものとする。

4 福島県知事は、産業復興再生計画を作成しようとするときは、あらかじめ、関係市町村長及び第二項第三号に規定する実施主体(第五十七条及び第六十条を除き、以下「実施主体」という。)の意見を聴かなければならない。

5～11 (略)

(東日本大震災復興特別区域法の準用)

第五十二条 東日本大震災復興特別区域法第五条から第十一条まで(同条第七項を除く。)の規定は、産業復興再生計画について準用する。この場合において、同法第五条中「認定」とあるのは「福島復興再生特別措置法第五十一条第九項の認定」と、同条第二項中「前条第十項」とあるのは「福島復興再生特別措置法第五十一条第十項」と、同法第六条第一項中「認定を受けた特定地方公共団体」とあり、同法第七条第一項中「特定地方公共団体(以下「認定地方公共団体」という。)」とあり、同条第二項、同法第八条並びに同法第十条の見出し並びに同条第一項及び第三項中「認定地方公共団体」とあり、同法第十一条第一項中「申請をしようとする特定地方公共団体(地域協議会を組織するものに限る。)」又は認定地方公共団体(以下この条及び次条において「認定地方公共団体等」という。)」とあり、同条第二項、第三項及び第八項中「認定地

省令」という。)又は第五十条の規定による条例で規定する政令等の特例に関する措置をいい、これらの措置の適用を受ける場合において当該規制の趣旨に照らし福島県がこれらの措置と併せて実施し又はその実施を促進することが必要となる措置を含むものとする。

4 福島県知事は、産業復興再生計画を作成しようとするときは、あらかじめ、関係市町村長及び第二項第三号に規定する実施主体(第四十四条及び第四十七条を除き、以下「実施主体」という。)の意見を聴かなければならない。

5～11 (略)

(東日本大震災復興特別区域法の準用)

第三十九条 東日本大震災復興特別区域法第五条から第十一条まで(同条第七項を除く。)の規定は、産業復興再生計画について準用する。この場合において、同法第五条中「認定」とあるのは「福島復興再生特別措置法第三十八条第九項の認定」と、同条第二項中「前条第十項」とあるのは「福島復興再生特別措置法第三十八条第十項」と、同法第六条第一項中「認定を受けた特定地方公共団体」とあり、同法第七条第一項中「特定地方公共団体(以下「認定地方公共団体」という。)」とあり、同条第二項、同法第八条並びに同法第十条の見出し並びに同条第一項及び第三項中「認定地方公共団体」とあり、同法第十一条第一項中「申請をしようとする特定地方公共団体(地域協議会を組織するものに限る。)」又は認定地方公共団体(以下この条及び次条において「認定地方公共団体等」という。)」とあり、同条第二項、第三項及び第八項中「認定地

方公共団体等」とあり、並びに同条第六項中「当該提案をした認定地方公共団体等」とあるのは「福島県知事」と、同法第六条第一項中「認定を受けた」とあるのは「福島復興再生特別措置法第五十一条第九項の認定を受けた」と、同条第二項中「第四条第三項から第十一项まで」とあるのは「福島復興再生特別措置法第五十一条第四項から第十一项まで」と、同法第七条第一項中「第四条第九項」とあるのは「福島復興再生特別措置法第五十一条第九項」と、同条第二項中「復興推進事業」とあるのは「福島復興再生特別措置法第五十一条第二項第三号に規定する産業復興再生事業（以下「産業復興再生事業」という。）」と、同法第八条第二項、第十条第二項並びに第十一条第一項及び第八項中「復興推進事業」とあるのは「産業復興再生事業」と、同法第九条第一項中「第四条第九項各号」とあるのは「福島復興再生特別措置法第五十一条第九項各号」と、同条第三項中「第四条第十一项」とあるのは「福島復興再生特別措置法第五十一条第十一项」と、同法第十一條の見出し及び同条第八項中「復興特別意見書」とあるのは「福島復興再生特別意見書」と、同条第一項中「第八項並びに次条第一項」とあるのは「第八項」と、同項及び同条第八項中「申請に係る復興推進計画の区域」とあり、並びに同条第二項中「復興推進計画の区域」とあるのは「福島県の区域」と、同条第四項中「復興特別区域基本方針」とあるのは「福島復興再生特別措置法第五条第一項に規定する福島復興再生基本方針」と、同条第五項中「復興特別区域基本方針」とあるのは「同項の福島復興再生基本方針」と、同条第六項中「通知しなければ」とあるのは「通知するとともに、遅滞なく、かつ、適切な方法で、国会に報告しなければ」と、同条

方公共団体等」とあり、並びに同条第六項中「当該提案をした認定地方公共団体等」とあるのは「福島県知事」と、同法第六条第一項中「認定を受けた」とあるのは「福島復興再生特別措置法第三十八条第九項の認定を受けた」と、同条第二項中「第四条第三項から第十一项まで」とあるのは「福島復興再生特別措置法第三十八条第四項から第十一项まで」と、同法第七条第一項中「第四条第九項」とあるのは「福島復興再生特別措置法第三十八条第九項」と、同条第二項中「復興推進事業」とあるのは「福島復興再生特別措置法第三十八条第二項第三号に規定する産業復興再生事業（以下「産業復興再生事業」という。）」と、同法第八条第二項、第十条第二項並びに第十一条第一項及び第八項中「復興推進事業」とあるのは「産業復興再生事業」と、同法第九条第一項中「第四条第九項各号」とあるのは「福島復興再生特別措置法第三十八条第九項各号」と、同条第三項中「第四条第十一项」とあるのは「福島復興再生特別措置法第三十八条第十一项」と、同法第十一條の見出し及び同条第八項中「復興特別意見書」とあるのは「福島復興再生特別意見書」と、同条第一項中「第八項並びに次条第一項」とあるのは「第八項」と、同項及び同条第八項中「申請に係る復興推進計画の区域」とあり、並びに同条第二項中「復興推進計画の区域」とあるのは「福島県の区域」と、同条第四項中「復興特別区域基本方針」とあるのは「福島復興再生特別措置法第五条第一項に規定する福島復興再生基本方針」と、同条第五項中「復興特別区域基本方針」とあるのは「同項の福島復興再生基本方針」と、同条第六項中「通知しなければ」とあるのは「通知するとともに、遅滞なく、かつ、適切な方法で、国会に報告しなければ」と、同条

第九項中「復興特別意見書の提出」とあるのは「第六項の規定による内閣総理大臣の報告又は福島復興再生特別意見書の提出」と、「当該復興特別意見書」とあるのは「当該報告又は福島復興再生特別意見書」と読み替えるものとする。

2 (略)

(通訳案内士法の特例)

第五十三条 福島県知事が、第五十一条第三号イに規定する福島特例通訳案内士育成等事業を定めた産業復興再生計画について、内閣総理大臣の認定（同条第九項の認定をいい、前条第一項において準用する東日本大震災復興特別区域法第六条第一項の変更の認定を含む。以下この節において同じ。）を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、当該福島特例通訳案内士育成等事業に係る福島特例通訳案内士については、次項から第十三項までに定めるところによる。

2～6 (略)

7 通訳案内士法第三章の規定は、福島特例通訳案内士の登録について準用する。この場合において、同法第十八条、第十九条（見出しを含む。）及び第二十七条（見出しを含む。）中「通訳案内士登録簿」とあるのは「福島特例通訳案内士登録簿」と、同法第十九条中「都道府県」とあるのは「福島県」と、同法第二十条第一項及び第二十二条中「第十八条」とあるのは「福島復興再生特別措置法第五十三条第七項において準用する第十八条」と、同法第二十条第一項、第二十一条、第二十二条、第二十三条第一項及び第二十四条から第二十七条までの規定中「都道府

第九項中「復興特別意見書の提出」とあるのは「第六項の規定による内閣総理大臣の報告又は福島復興再生特別意見書の提出」と、「当該復興特別意見書」とあるのは「当該報告又は福島復興再生特別意見書」と読み替えるものとする。

2 (略)

(通訳案内士法の特例)

第四十条 福島県知事が、第三十八条第二項第三号イに規定する福島特例通訳案内士育成等事業を定めた産業復興再生計画について、内閣総理大臣の認定（同条第九項の認定をいい、前条第一項において準用する東日本大震災復興特別区域法第六条第一項の変更の認定を含む。以下この節において同じ。）を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、当該福島特例通訳案内士育成等事業に係る福島特例通訳案内士については、次項から第十三項までに定めるところによる。

2～6 (略)

7 通訳案内士法第三章の規定は、福島特例通訳案内士の登録について準用する。この場合において、同法第十八条、第十九条（見出しを含む。）及び第二十七条（見出しを含む。）中「通訳案内士登録簿」とあるのは「福島特例通訳案内士登録簿」と、同法第十九条中「都道府県」とあるのは「福島県」と、同法第二十条第一項及び第二十二条中「第十八条」とあるのは「福島復興再生特別措置法第四十条第七項において準用する第十八条」と、同法第二十条第一項、第二十一条、第二十二条、第二十三条第一項及び第二十四条から第二十七条までの規定中「都道府県

県知事」とあるのは「福島県知事」と、同法第二十二條（見出しを含む。）中「通訳案内士登録証」とあるのは「福島特例通訳案内士登録証」と、同法第二十五條第一項第三号中「第四條各号」とあるのは「福島復興再生特別措置法第五十三條第五項各号」と、同法第二十六條中「第二十一條第一項」とあるのは「福島復興再生特別措置法第五十三條第七項において準用する第二十一條第一項」と読み替えるものとする。

8 通訳案内士法第四章の規定は、福島特例通訳案内士の業務について準用する。この場合において、同法第三十二條第一項中「第三十五條第一項」とあるのは「福島復興再生特別措置法第五十三條第九項において準用する第三十五條第一項」と、同條第二項並びに同法第三十三條第一項及び第二項並びに第三十四條中「都道府県知事」とあるのは「福島県知事」と、同法第三十三條第一項中「この法律又はこの法律」とあるのは「福島復興再生特別措置法又は同法」と読み替えるものとする。

9 〳 6 (略)

(商標法の特例)

第五十四條 福島県知事が、第五十一條第二項第三号に規定する商品等需要開拓事業（以下この条において「商品等需要開拓事業」という。）を定めた産業復興再生計画について、内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該産業復興再生計画に記載された第七項の実施期間内に限り、当該商品等需要開拓事業については、次項から第六項までの規定を適用する。

2 〳 6 (略)

知事」とあるのは「福島県知事」と、同法第二十二條（見出しを含む。）中「通訳案内士登録証」とあるのは「福島特例通訳案内士登録証」と、同法第二十五條第一項第三号中「第四條各号」とあるのは「福島復興再生特別措置法第四十條第五項各号」と、同法第二十六條中「第二十一條第一項」とあるのは「福島復興再生特別措置法第四十條第七項において準用する第二十一條第一項」と読み替えるものとする。

8 通訳案内士法第四章の規定は、福島特例通訳案内士の業務について準用する。この場合において、同法第三十二條第一項中「第三十五條第一項」とあるのは「福島復興再生特別措置法第四十條第九項において準用する第三十五條第一項」と、同條第二項並びに同法第三十三條第一項及び第二項並びに第三十四條中「都道府県知事」とあるのは「福島県知事」と、同法第三十三條第一項中「この法律又はこの法律」とあるのは「福島復興再生特別措置法又は同法」と読み替えるものとする。

9 〳 6 (略)

(商標法の特例)

第四十一條 福島県知事が、第三十八條第二項第三号に規定する商品等需要開拓事業（以下この条において「商品等需要開拓事業」という。）を定めた産業復興再生計画について、内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該産業復興再生計画に記載された第七項の実施期間内に限り、当該商品等需要開拓事業については、次項から第六項までの規定を適用する。

2 〳 6 (略)

7 第一項の産業復興再生計画には、第五十一条第二項第三号に掲げる事項として、商品等需要開拓事業ごとに、当該事業の目標及び実施期間を定めるものとする。

(種苗法の特例)

第五十五条 福島県知事が、第五十一条第二項第三号に規定する新品種育成事業（以下この条において「新品種育成事業」という。）を定めた産業復興再生計画について、内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、当該新品種育成事業については、次項及び第三項の規定を適用する。

2・3 (略)

4 第一項の産業復興再生計画には、第五十一条第二項第三号に掲げる事項として、新品種育成事業ごとに、当該事業の目標及び実施期間を定めるものとする。

5 (略)

(地熱資源開発事業)

第五十六条 福島県知事が、第五十一条第二項第三号に規定する地熱資源開発事業（以下「地熱資源開発事業」という。）を定めた産業復興再生計画について、内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、当該地熱資源開発事業については、次条から第六十条までの規定を適用する。

7 第一項の産業復興再生計画には、第三十八条第二項第三号に掲げる事項として、商品等需要開拓事業ごとに、当該事業の目標及び実施期間を定めるものとする。

(種苗法の特例)

第四十二条 福島県知事が、第三十八条第二項第三号に規定する新品種育成事業（以下この条において「新品種育成事業」という。）を定めた産業復興再生計画について、内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、当該新品種育成事業については、次項及び第三項の規定を適用する。

2・3 (略)

4 第一項の産業復興再生計画には、第三十八条第二項第三号に掲げる事項として、新品種育成事業ごとに、当該事業の目標及び実施期間を定めるものとする。

5 (略)

(地熱資源開発事業)

第四十三条 福島県知事が、第三十八条第二項第三号に規定する地熱資源開発事業（以下「地熱資源開発事業」という。）を定めた産業復興再生計画について、内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、当該地熱資源開発事業については、次条から第四十七条までの規定を適用する。

第五十七条・第五十八条 (略)

(地熱資源開発事業に係る許認可等の特例)

第五十九条 第五十七条第二項第三号に掲げる事項には、地熱資源開発事業の実施に係る次に掲げる事項を記載することができる。

一〇六 (略)

2 (略)

第六十条 次の表の上欄に掲げる事項が記載された地熱資源開発計画が第五十七条第五項の規定により公表されたときは、当該公表の日に当該事項に係る地熱資源開発事業の実施主体に対する同表の下欄に掲げる許可、認可又は認定があつたものとみなす。

(略)	(略)
-----	-----

2 次の各号に掲げる事項が記載された地熱資源開発計画が第五十七条第五項の規定により公表されたときは、当該事項に係る地熱資源開発事業については、当該各号に定める規定は、適用しない。

一〇三 (略)

3 前条第一項第五号に掲げる事項(電気事業法第九条第二項又は第十六条の二第二項若しくは第二項の規定による届出に係るものに限る。)が記載された地熱資源開発計画が第五十七条第五項の規定により公表されたときは、同法第九条第二項又は第十六条の二第二項若しくは第二項の

第四十四条・第四十五条 (略)

(地熱資源開発事業に係る許認可等の特例)

第四十六条 第四十四条第二項第三号に掲げる事項には、地熱資源開発事業の実施に係る次に掲げる事項を記載することができる。

一〇六 (略)

2 (略)

第四十七条 次の表の上欄に掲げる事項が記載された地熱資源開発計画が第四十四条第五項の規定により公表されたときは、当該公表の日に当該事項に係る地熱資源開発事業の実施主体に対する同表の下欄に掲げる許可、認可又は認定があつたものとみなす。

(略)	(略)
-----	-----

2 次の各号に掲げる事項が記載された地熱資源開発計画が第四十四条第五項の規定により公表されたときは、当該事項に係る地熱資源開発事業については、当該各号に定める規定は、適用しない。

一〇三 (略)

3 前条第一項第五号に掲げる事項(電気事業法第九条第二項又は第十六条の二第二項若しくは第二項の規定による届出に係るものに限る。)が記載された地熱資源開発計画が第四十四条第五項の規定により公表されたときは、同法第九条第二項又は第十六条の二第二項若しくは第二項の

規定による届出があつたものとみなす。

(流通機能向上事業に係る許認可等の特例)

第六十一条 福島県知事が、第五十一条第二項第三号ホに規定する流通機能向上事業（以下この条において「流通機能向上事業」という。）を定めた産業復興再生計画について、同号に掲げる事項として次の表の上欄に掲げる事項のいずれかを定めた場合であつて、国土交通省令で定める書類を添付して、内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該流通機能向上事業のうち、同表の下欄に掲げる登録、変更登録、許可若しくは認可を受け、又は届出をしなければならないものについては、当該認定の日において、これらの登録、変更登録、許可若しくは認可を受け、又は届出をしたものとみなす。

(略)	(略)
-----	-----

2 前項の産業復興再生計画には、第五十一条第二項第三号に掲げる事項として、流通機能向上事業ごとに、当該事業の目標、流通業務施設の概要及び実施時期を定めるものとする。

3 福島県知事は、第一項の認定を申請しようとするときは、第五十一条第四項の規定にかかわらず、当該申請に係る産業復興再生計画に定めようとする流通機能向上事業の内容について、当該流通機能向上事業の実施主体として当該産業復興再生計画に定めようとする者の同意を得なければならぬ。

規定による届出があつたものとみなす。

(流通機能向上事業に係る許認可等の特例)

第四十八条 福島県知事が、第三十八条第二項第三号ホに規定する流通機能向上事業（以下この条において「流通機能向上事業」という。）を定めた産業復興再生計画について、同号に掲げる事項として次の表の上欄に掲げる事項のいずれかを定めた場合であつて、国土交通省令で定める書類を添付して、内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該流通機能向上事業のうち、同表の下欄に掲げる登録、変更登録、許可若しくは認可を受け、又は届出をしなければならないものについては、当該認定の日において、これらの登録、変更登録、許可若しくは認可を受け、又は届出をしたものとみなす。

(略)	(略)
-----	-----

2 前項の産業復興再生計画には、第三十八条第二項第三号に掲げる事項として、流通機能向上事業ごとに、当該事業の目標、流通業務施設の概要及び実施時期を定めるものとする。

3 福島県知事は、第一項の認定を申請しようとするときは、第三十八条第四項の規定にかかわらず、当該申請に係る産業復興再生計画に定めようとする流通機能向上事業の内容について、当該流通機能向上事業の実施主体として当該産業復興再生計画に定めようとする者の同意を得なければならぬ。

4 国土交通大臣は、第一項の規定による認定の申請に係る第五十一条第十項（第五十二条第一項において読み替えて準用する東日本大震災復興特別区域法第六条第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の同意を求められたときは、当該申請に係る産業復興再生計画に定められた流通機能向上事業が次の各号のいずれかに該当するときは、第五十一条第十項の同意をしてはならない。

一〇五 （略）

5 国土交通大臣は、第一項の規定による認定の申請に係る第五十一条第十項の同意を求められたときは、当該申請に係る産業復興再生計画に定められた流通機能向上事業のうち、貨物利用運送事業法第四十五条第一項の許可を受けなければならないものについて、その同意において、国際約束を誠実に履行するとともに、国際貨物運送（同法第六条第一項第五号に規定する国際貨物運送をいう。）に係る第二種貨物利用運送事業（同法第二条第八項に規定する第二種貨物利用運送事業をいう。）の分野において公正な事業活動が行われ、その健全な発達が確保されるよう配慮するものとする。

6 国土交通大臣は、福島県知事及び第一項の規定による認定の申請に係る産業復興再生計画に定められた流通機能向上事業の実施主体に対して、第五十一条第十項の同意に必要な情報の提供を求めることができる。

（政令等で規定された規制の特例措置）

第六十二条 福島県知事が、第五十一条第二項第三号に規定する産業復興再生事業として、同号へに規定する政令等規制事業を定めた産業復興再

4 国土交通大臣は、第一項の規定による認定の申請に係る第三十八条第十項（第三十九条第一項において読み替えて準用する東日本大震災復興特別区域法第六条第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の同意を求められたときは、当該申請に係る産業復興再生計画に定められた流通機能向上事業が次の各号のいずれかに該当するときは、第三十八条第十項の同意をしてはならない。

一〇五 （略）

5 国土交通大臣は、第一項の規定による認定の申請に係る第三十八条第十項の同意を求められたときは、当該申請に係る産業復興再生計画に定められた流通機能向上事業のうち、貨物利用運送事業法第四十五条第一項の許可を受けなければならないものについて、その同意において、国際約束を誠実に履行するとともに、国際貨物運送（同法第六条第一項第五号に規定する国際貨物運送をいう。）に係る第二種貨物利用運送事業（同法第二条第八項に規定する第二種貨物利用運送事業をいう。）の分野において公正な事業活動が行われ、その健全な発達が確保されるよう配慮するものとする。

6 国土交通大臣は、福島県知事及び第一項の規定による認定の申請に係る産業復興再生計画に定められた流通機能向上事業の実施主体に対して、第三十八条第十項の同意に必要な情報の提供を求めることができる。

（政令等で規定された規制の特例措置）

第四十九条 福島県知事が、第三十八条第二項第三号に規定する産業復興再生事業として、同号へに規定する政令等規制事業を定めた産業復興再

生計画について、内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該政令等規制事業については、政令により規定された規制に係るものにあつては政令で、主務省令により規定された規制に係るものにあつては復興庁令・主務省令で、それぞれ定めるところにより、同条第三項に規定する規制の特例措置を適用する。

(地方公共団体の事務に関する規制についての条例による特例措置)

**第六十三条** 福島県知事が、第五十一条第二項第三号に規定する産業復興再生事業として、同号トに規定する地方公共団体事務政令等規制事業を定めた産業復興再生計画について、内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該地方公共団体事務政令等規制事業については、政令により規定された規制に係るものにあつては政令で定めるところにより条例で、主務省令により規定された規制に係るものにあつては復興庁令・主務省令で定めるところにより条例で、それぞれ定めるところにより、同条第三項に規定する規制の特例措置を適用する。

**第六十四条**～**第六十九条** (略)

(その他の産業の復興及び再生のための措置)

**第七十条** 国は、第六十六条から前条までに定めるもののほか、原子力災害による被害を受けた福島の産業の復興及び再生の推進を図るため、放射性物質による汚染の有無又はその状況が明らかになっていないことに起因する商品の販売等の不振及び観光客の数の減少への対処その他の必

生計画について、内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該政令等規制事業については、政令により規定された規制に係るものにあつては政令で、主務省令により規定された規制に係るものにあつては復興庁令・主務省令で、それぞれ定めるところにより、同条第三項に規定する規制の特例措置を適用する。

(地方公共団体の事務に関する規制についての条例による特例措置)

**第五十条** 福島県知事が、第三十八条第二項第三号に規定する産業復興再生事業として、同号トに規定する地方公共団体事務政令等規制事業を定めた産業復興再生計画について、内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該地方公共団体事務政令等規制事業については、政令により規定された規制に係るものにあつては政令で定めるところにより条例で、主務省令により規定された規制に係るものにあつては復興庁令・主務省令で定めるところにより条例で、それぞれ定めるところにより、同条第三項に規定する規制の特例措置を適用する。

**第五十一条**～**第五十六条** (略)

(その他の産業の復興及び再生のための措置)

**第五十七条** 国は、第五十三条から前条までに定めるもののほか、原子力災害による被害を受けた福島の産業の復興及び再生の推進を図るため、放射性物質による汚染の有無又はその状況が明らかになっていないことに起因する商品の販売等の不振及び観光客の数の減少への対処その他の必

要な取組に関し、財政上、税制上又は金融上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(重点推進計画の認定)

第七十一条 福島県知事は、福島復興再生基本方針に即して、再生可能エネルギー源（太陽光、風力その他非化石エネルギー源のうち、エネルギー源として永続的に利用することができるものと認められるものをいう。第七十四条において同じ。）の利用、医薬品及び医療機器に関する研究開発を行う拠点の整備を通じた新たな産業の創出及び産業の国際競争力の強化に寄与する取組その他先導的な施策への取組の重点的な推進に関する計画（以下「重点推進計画」という。）を作成し、内閣総理大臣の認定を申請することができる。

2～5 (略)

6 内閣総理大臣は、前項の認定をしようとするときは、重点推進計画に定められた重点推進事項（第七十三条に規定する事業又は第七十四条若しくは第七十五条に規定する施策に係る事項をいう。）について、当該重点推進事項に係る関係行政機関の長の同意を得なければならない。

7 (略)

(東日本大震災復興特別区域法の準用)

第七十二条 東日本大震災復興特別区域法第五条から第十条までの規定は、重点推進計画について準用する。この場合において、同法第五条中「認定」とあるのは「福島復興再生特別措置法第七十一条第五項の認定」

必要な取組に関し、財政上、税制上又は金融上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(重点推進計画の認定)

第五十八条 福島県知事は、福島復興再生基本方針に即して、再生可能エネルギー源（太陽光、風力その他非化石エネルギー源のうち、エネルギー源として永続的に利用することができるものと認められるものをいう。第六十一条において同じ。）の利用、医薬品及び医療機器に関する研究開発を行う拠点の整備を通じた新たな産業の創出及び産業の国際競争力の強化に寄与する取組その他先導的な施策への取組の重点的な推進に関する計画（以下「重点推進計画」という。）を作成し、内閣総理大臣の認定を申請することができる。

2～5 (略)

6 内閣総理大臣は、前項の認定をしようとするときは、重点推進計画に定められた重点推進事項（第六十条に規定する事業又は第六十一条若しくは第六十二条に規定する施策に係る事項をいう。）について、当該重点推進事項に係る関係行政機関の長の同意を得なければならない。

7 (略)

(東日本大震災復興特別区域法の準用)

第五十九条 東日本大震災復興特別区域法第五条から第十条までの規定は、重点推進計画について準用する。この場合において、同法第五条中「認定」とあるのは「福島復興再生特別措置法第五十八条第五項の認定」

と、同条第二項中「前条第十項」とあるのは「福島復興再生特別措置法第七十一条第六項」と、同法第六条第一項中「認定を受けた特定地方公共団体」とあり、同法第七条第一項中「特定地方公共団体（以下「認定地方公共団体」という。）」とあり、並びに同条第二項、同法第八条並びに同法第十条の見出し並びに同条第一項及び第三項中「認定地方公共団体」とあるのは「福島県知事」と、同法第六条第一項中「認定を受けた」とあるのは「福島復興再生特別措置法第七十一条第五項の認定を受けた」と、同条第二項中「第四条第三項から第十一項まで」とあるのは「福島復興再生特別措置法第七十一条第三項から第七項まで」と、同法第七条第一項中「第四条第九項」とあるのは「福島復興再生特別措置法第七十一条第五項」と、同法第二項中「復興推進事業」とあるのは「福島復興再生特別措置法第七十一条第六項に規定する重点推進事項（以下「重点推進事項」という。）」と、同法第八条第二項及び第十条第二項中「復興推進事業」とあるのは「重点推進事項」と、同法第九条第一項中「第四条第九項各号」とあるのは「福島復興再生特別措置法第七十一条第五項各号」と、同条第三項中「第四条第十項」とあるのは「福島復興再生特別措置法第七十一条第七項」と読み替えるものとする。

（独立行政法人中小企業基盤整備機構法の特例）

第七十三条 独立行政法人中小企業基盤整備機構は、独立行政法人中小企業基盤整備機構法（平成十四年法律第四百十七号）附則第五条第一項の政令で定める日までの間、同項第一号の規定により管理を行っている工場用地について、福島県知事が第七十一条第五項の認定（前条において

と、同条第二項中「前条第十項」とあるのは「福島復興再生特別措置法第五十八条第六項」と、同法第六条第一項中「認定を受けた特定地方公共団体」とあり、同法第七条第一項中「特定地方公共団体（以下「認定地方公共団体」という。）」とあり、並びに同条第二項、同法第八条並びに同法第十条の見出し並びに同条第一項及び第三項中「認定地方公共団体」とあるのは「福島県知事」と、同法第六条第一項中「認定を受けた」とあるのは「福島復興再生特別措置法第五十八条第五項の認定を受けた」と、同条第二項中「第四条第三項から第十一項まで」とあるのは「福島復興再生特別措置法第五十八条第三項から第七項まで」と、同法第七条第一項中「第四条第九項」とあるのは「福島復興再生特別措置法第五十八条第五項」と、同法第二項中「復興推進事業」とあるのは「福島復興再生特別措置法第五十八条第六項に規定する重点推進事項（以下「重点推進事項」という。）」と、同法第八条第二項及び第十条第二項中「復興推進事業」とあるのは「重点推進事項」と、同法第九条第一項中「第四条第九項各号」とあるのは「福島復興再生特別措置法第五十八条第五項各号」と、同条第三項中「第四条第十項」とあるのは「福島復興再生特別措置法第五十八条第七項」と読み替えるものとする。

（独立行政法人中小企業基盤整備機構法の特例）

第六十条 独立行政法人中小企業基盤整備機構は、独立行政法人中小企業基盤整備機構法（平成十四年法律第四百十七号）附則第五条第一項の政令で定める日までの間、同項第一号の規定により管理を行っている工場用地について、福島県知事が第五十八条第五項の認定（前条において準

準用する東日本大震災復興特別区域法第六条第一項の変更の認定を含む。  
。 を受けた重点推進計画（次条及び第七十五条において「認定重点推進計画」という。）に基づいて行う事業の用に供するために無償で譲渡することができる。

第七十四条～第八十八条（略）

用する東日本大震災復興特別区域法第六条第一項の変更の認定を含む。  
。 を受けた重点推進計画（次条及び第六十二条において「認定重点推進計画」という。）に基づいて行う事業の用に供するために無償で譲渡することができる。

第六十一条～第七十五条（略）

改 正 案	現 行
<p>（欠格事由）</p> <p>第四条  次の各号のいずれかに該当する者は、通訳案内士となる資格を有しない。</p> <p>一～五 （略）</p> <p>六  福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第二十五号）<u>第五十条</u>第三項において準用する第三十三条第一項の規定により福島特例通訳案内士の業務の禁止の処分を受けた者で、当該処分の日から二年を経過しないもの</p>	<p>（欠格事由）</p> <p>第四条  次の各号のいずれかに該当する者は、通訳案内士となる資格を有しない。</p> <p>一～五 （略）</p> <p>六  福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第二十五号）<u>第四十条</u>第八項において準用する第三十三条第一項の規定により福島特例通訳案内士の業務の禁止の処分を受けた者で、当該処分の日から二年を経過しないもの</p>

○ 外国人観光旅客の旅行の容易化等の促進による国際観光の振興に関する法律（平成九年法律第九十一号）（附則第二条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（地域限定通訳案内士の欠格事由）</p> <p>第十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、地域限定通訳案内士となる資格を有しない。</p> <p>一～五 （略）</p> <p>六 福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第二十五号）<u>第五十条</u>第三項において準用する通訳案内士法第三十三条第一項の規定により福島特例通訳案内士の業務の禁止の処分を受けた者で、当該処分の日から二年を経過しないもの</p>	<p>（地域限定通訳案内士の欠格事由）</p> <p>第十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、地域限定通訳案内士となる資格を有しない。</p> <p>一～五 （略）</p> <p>六 福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第二十五号）<u>第四十条</u>第三項において準用する通訳案内士法第三十三条第一項の規定により福島特例通訳案内士の業務の禁止の処分を受けた者で、当該処分の日から二年を経過しないもの</p>

改正案	現行
<p>（通訳案内士法の特例）</p> <p>第十四条（略）</p> <p>2～4（略）</p> <p>5 次の各号のいずれかに該当する者は、沖縄特例通訳案内士となる資格を有しない。</p> <p>一～六（略）</p> <p>七 福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第二十五号）<u>第五十条</u>第三項において準用する通訳案内士法第三十三条第一項の規定により福島特例通訳案内士の業務の禁止の処分を受けた者で、当該処分の日から二年を経過しないもの</p> <p>6～9（略）</p>	<p>（通訳案内士法の特例）</p> <p>第十四条（略）</p> <p>2～4（略）</p> <p>5 次の各号のいずれかに該当する者は、沖縄特例通訳案内士となる資格を有しない。</p> <p>一～六（略）</p> <p>七 福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第二十五号）<u>第四十条</u>第三項において準用する通訳案内士法第三十三条第一項の規定により福島特例通訳案内士の業務の禁止の処分を受けた者で、当該処分の日から二年を経過しないもの</p> <p>6～9（略）</p>

改正案	現行
<p>（通訳案内士法の特例）</p> <p>第二十条（略）</p> <p>2～4（略）</p> <p>5 次の各号のいずれかに該当する者は、国際戦略総合特別区域通訳案内士となる資格を有しない。</p> <p>一～四（略）</p> <p>六 福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第二十五号）<u>第五十条</u>第八項において準用する通訳案内士法第三十三条第一項の規定により福島特例通訳案内士の業務の禁止の処分を受けた者で、当該処分の日から二年を経過しないもの</p> <p>6～14（略）</p> <p>（通訳案内士法の特例）</p> <p>第四十三条（略）</p> <p>2～4（略）</p> <p>5 次の各号のいずれかに該当する者は、地域活性化総合特別区域通訳案内士となる資格を有しない。</p> <p>一～四（略）</p>	<p>（通訳案内士法の特例）</p> <p>第二十条（略）</p> <p>2～4（略）</p> <p>5 次の各号のいずれかに該当する者は、国際戦略総合特別区域通訳案内士となる資格を有しない。</p> <p>一～四（略）</p> <p>六 福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第二十五号）<u>第四十条</u>第八項において準用する通訳案内士法第三十三条第一項の規定により福島特例通訳案内士の業務の禁止の処分を受けた者で、当該処分の日から二年を経過しないもの</p> <p>6～14（略）</p> <p>（通訳案内士法の特例）</p> <p>第四十三条（略）</p> <p>2～4（略）</p> <p>5 次の各号のいずれかに該当する者は、地域活性化総合特別区域通訳案内士となる資格を有しない。</p> <p>一～四（略）</p>

六 福島復興再生特別措置法第五十三条第八項において準用する通訳  
案内士法第三十三条第一項の規定により福島特例通訳案内士の業務  
の禁止の処分を受けた者で、当該処分の日から二年を経過しないも  
の  
6  
14  
(略)

六 福島復興再生特別措置法第四十条第八項において準用する通訳案  
内士法第三十三条第一項の規定により福島特例通訳案内士の業務の  
禁止の処分を受けた者で、当該処分の日から二年を経過しないもの  
6  
14  
(略)

改正案	現行
<p>（災害の場合の公営住宅の建設等に係る国の補助の特例等）</p> <p>第八条（略）</p> <p>2～6（略）</p> <p>7 地方公共団体が、福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第二十五号）第二十九条第一項に規定する居住制限者（第十七条第三項及び第四項において単に「居住制限者」という。）の生活の拠点を形成するために公営住宅の建設等をする場合において、同法第三十六条第三項に規定する生活拠点形成交付金（第十七条第三項及び第四項において単に「生活拠点形成交付金」という。）を当該公営住宅の建設等に要する費用に充てるときは、当該生活拠点形成交付金を第一項の規定による国の補助とみなして、この法律の規定を適用する。</p> <p>（国の補助の申請及び交付の手続）</p> <p>第十一条 事業主体は、第七条から前条までの規定により国の補助（第七条第五項又は第八条第六項若しくは第七項の規定により第七条第一項若しくは第二項又は第八条第一項の規定による国の補助とみなされるものを除く。）を受けようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、事業計画書及び工事設計要領書を添えて、国の補助金の交付申請書</p>	<p>（災害の場合の公営住宅の建設等に係る国の補助の特例等）</p> <p>第八条（略）</p> <p>2～6（略）</p> <p>（国の補助の申請及び交付の手続）</p> <p>第十一条 事業主体は、第七条から前条までの規定により国の補助（第七条第五項又は第八条第六項の規定により第七条第一項若しくは第二項又は第八条第一項の規定による国の補助とみなされるものを除く。）を受けようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、事業計画書及び工事設計要領書を添えて、国の補助金の交付申請書を国土交通大臣</p>

を国土交通大臣に提出しなければならない。

2 (略)

(公営住宅の家賃に係る国の補助)

第十七条 (略)

2 (略)

3 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第五十号）第二十二条第一項の規定の適用を受け、若しくは東日本大震災に係る同項に規定する政令で定める地域にあつた住宅であつて東日本大震災により滅失したものに平成二十三年三月十一日において居住していた者に賃貸するため復興交付金を充て、若しくは居住制限者に賃貸するため生活拠点形成交付金を充てて建設若しくは買取りをした公営住宅又は同項に規定する政令で定める地域にあつた住宅であつて激甚災害により滅失したものにその災害の当時居住していた低額所得者に転貸するため借上げをした公営住宅について、事業主体が前条第一項本文の規定に基づき家賃を定める場合においては、前項の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、当該公営住宅の管理の開始の日から起算して五年以上二十年以内で政令で定める期間、毎年度、予算の範囲内において、当該公営住宅の近傍同種の住宅の家賃の額から入居者負担基準額を控除した額に三分の二（最初の五年間は、四分の三）を乗じて得た額を補助するものとする。ただし、同法第二十二条第一項に規定する政令で定める地域にあつた住宅であつて激甚災害により滅失したものにその災害の当時居住していた低額所得者に転貸するため借上げをした

に提出しなければならない。

2 (略)

(公営住宅の家賃に係る国の補助)

第十七条 (略)

2 (略)

3 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第五十号）第二十二条第一項の規定の適用を受け、若しくは東日本大震災に係る同項に規定する政令で定める地域にあつた住宅であつて東日本大震災により滅失したものに平成二十三年三月十一日において居住していた者に賃貸するため復興交付金を充てて建設若しくは買取りをした公営住宅又は同項に規定する政令で定める地域にあつた住宅であつて激甚災害により滅失したものにその災害の当時居住していた低額所得者に転貸するため借上げをした公営住宅について、事業主体が前条第一項本文の規定に基づき家賃を定める場合においては、前項の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、当該公営住宅の管理の開始の日から起算して五年以上二十年以内で政令で定める期間、毎年度、予算の範囲内において、当該公営住宅の近傍同種の住宅の家賃の額から入居者負担基準額を控除した額に三分の二（最初の五年間は、四分の三）を乗じて得た額を補助するものとする。ただし、同法第二十二条第一項に規定する政令で定める地域にあつた住宅であつて激甚災害により滅失したものにその災害の当時居住していた低額所得者に転貸するため借上げをした公営住宅にあつては、当該公営住宅の戸数が当該災害により滅失

公営住宅にあつては、当該公営住宅の戸数が当該災害により滅失した住宅の戸数の五割に相当する戸数（同項の規定の適用を受けて建設又は買取りをする公営住宅がある場合にあつては、その戸数を控除した戸数）を超える分については、この限りでない。

4 地方公共団体が、東日本大震災により滅失した住宅に居住していた低額所得者又は居住制限者である低額所得者に転貸するため借上げをした公営住宅について、前条第一項本文の規定に基づき家賃を定める場合において、当該公営住宅の近傍同種の住宅の家賃の額から入居者負担基準額を控除した額に対して復興交付金又は生活拠点形成交付金が交付されたときは、当該復興交付金又は生活拠点形成交付金を第二項の規定による国の補助とみなして、この法律の規定を適用する。

5  
(略)

した住宅の戸数の五割に相当する戸数（同項の規定の適用を受けて建設又は買取りをする公営住宅がある場合にあつては、その戸数を控除した戸数）を超える分については、この限りでない。

4 地方公共団体が、東日本大震災により滅失した住宅に居住していた低額所得者に転貸するため借上げをした公営住宅について、前条第一項本文の規定に基づき家賃を定める場合において、当該公営住宅の近傍同種の住宅の家賃の額から入居者負担基準額を控除した額に対して復興交付金が交付されたときは、当該復興交付金を第二項の規定による国の補助とみなして、この法律の規定を適用する。

5  
(略)

改正案		現行					
<p>（認定が一般貨物自動車運送事業の許可等とみなされる場合の取扱い）</p> <p>第三十四条の三 福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第二十五号）<u>第五十一条第一項</u>（産業復興再生計画の認定）に規定する産業復興再生計画の同条第九項の認定（同法第五十二条第一項（東日本大震災復興特別区域法の準用）において読み替えて準用する東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第二百二十二号）第六条第一項（認定復興推進計画の変更）の変更の認定を含む。）が次の各号に掲げる規定により当該各号に定める登記等とみなされる場合における福島復興再生特別措置法第六十一条第三項（流通機能向上事業に係る許可等の特例）の同意をした者については、当該産業復興再生計画に係る同法第五十一条第一項の規定による申請を当該同意をした者の当該登記等に係る申請とみなして、前章及びこの章の規定を適用する。</p> <p>一（三）（略）</p> <p>別表第一 課税範囲、課税標準及び税率の表（第二条、第五条、第九条、第十條、第十三條、第十五條―第十七條、第十七條の三―第十九條、第二十三條、第二十四條、第三十四條―第三十四條の三関係）</p>	<p>（認定が一般貨物自動車運送事業の許可等とみなされる場合の取扱い）</p> <p>第三十四条の三 福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第二十五号）<u>第二十八條第一項</u>（産業復興再生計画の認定）に規定する産業復興再生計画の同条第九項の認定（同法第三十九条第一項（東日本大震災復興特別区域法の準用）において読み替えて準用する東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第二百二十二号）第六条第一項（認定復興推進計画の変更）の変更の認定を含む。）が次の各号に掲げる規定により当該各号に定める登記等とみなされる場合における福島復興再生特別措置法第四十八條第三項（流通機能向上事業に係る許可等の特例）の同意をした者については、当該産業復興再生計画に係る同法第三十八條第一項の規定による申請を当該同意をした者の当該登記等に係る申請とみなして、前章及びこの章の規定を適用する。</p> <p>一（三）（略）</p> <p>別表第一 課税範囲、課税標準及び税率の表（第二条、第五条、第九条、第十條、第十三條、第十五條―第十七條、第十七條の三―第十九條、第二十三條、第二十四條、第三十四條―第三十四條の三関係）</p>	<p>登記、登録、特許、免許、許可、認可、認定、</p>	<p>課税標準</p>	<p>登記、登録、特許、免許、許可、認可、認定、指</p>	<p>課税標準</p>	<p>税 率</p>	<p>税 率</p>

指定又は技能証明の事項	一〇百二十四 (略)	<p>百二十五 道路運送事業の許可又は事業計画の変更の認可</p> <p>(注) 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第十五条(道路運送法の特例)若しくは第三十四条第一項(道路運送法の特例)又は都市の低炭素化の促進に関する法律第三十条(道路運送法の特例)の規定により一般旅客自動車運送事業の許可又は事業計画の変更の認可を受けたものとみなされる場合における地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第十四条第三項(道路運送高度化実施計画の認定)(同条第七項において準用する場合を含む。)の規定による道路運送高度化実施計画の認定若しくは同法第三十条第三項(新地域旅客運送事業計画の認定)の規定による新地域旅客運送事業計画の認定又は都市の低炭素化の促進に関する法律第二十九条第三項(道路運送利便増進実施計画の認定)(同条第七項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。)の規定による道路運送利便増進実施計画の認定は当該許可又は事業計画の変更の認可と、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第二十三条第一項(道路運送法の特例)若しくは第三十四条第二項又は特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法(平成二十一年法律第六十四号)第十三条第二項(道路運送法の特例)の規定により事業計画の</p>
-------------	------------	--

定又は技能証明の事項	一〇百二十四 (略)	<p>百二十五 道路運送事業の許可又は事業計画の変更の認可</p> <p>(注) 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第十五条(道路運送法の特例)若しくは第三十四条第一項(道路運送法の特例)又は都市の低炭素化の促進に関する法律第三十条(道路運送法の特例)の規定により一般旅客自動車運送事業の許可又は事業計画の変更の認可を受けたものとみなされる場合における地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第十四条第三項(道路運送高度化実施計画の認定)(同条第七項において準用する場合を含む。)の規定による道路運送高度化実施計画の認定若しくは同法第三十条第三項(新地域旅客運送事業計画の認定)の規定による新地域旅客運送事業計画の認定又は都市の低炭素化の促進に関する法律第二十九条第三項(道路運送利便増進実施計画の認定)(同条第七項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。)の規定による道路運送利便増進実施計画の認定は当該許可又は事業計画の変更の認可と、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第二十三条第一項(道路運送法の特例)若しくは第三十四条第二項又は特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法(平成二十一年法律第六十四号)第十三条第二項(道路運送法の特例)の規定により事業計画の</p>
------------	------------	--

変更の認可を受けたものとみなされる場合における地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第二十二條第三項（乗継円滑化実施計画の認定）（同條第七項において準用する場合を含む。）の規定による乗継円滑化実施計画の認定若しくは同法第三十條第七項において準用する同條第三項の規定による新地域旅客運送事業計画の変更の認定又は特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法第十一條第四項（特定事業計画の認定）（同條第六項において準用する場合を含む。）の規定による特定事業計画の認定は当該事業計画の変更の認可と、都市の低炭素化の促進に関する法律第三十條の規定により特定旅客自動車運送事業の許可を受けたものとみなされる場合における同法第二十九條第三項の規定による道路運送利便増進実施計画の認定は当該許可と、流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律（平成十七年法律第八十五號。以下「流通業務総合効率化促進法」という。）第十一條第一項（貨物自動車運送事業法の特例）、産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法（平成十一年法律第三百一十一號）第二十二條の四第一項若しくは第二項（貨物自動車運送事業法の特例）、福島復興再生特別措置法第六十一條第一項（流通機能向上事業に係る許認可等の特例）又は都市の低炭素化の促進に関する法律第三十六條（貨物自動車運送事業法の特例）の規定により一般貨物自動車運送事業の許可を受けたものとみなされる場合における流通業務総合効率化促進法第四條第一項（総合効率化計画の認定）の規定による総合効率

変更の認可を受けたものとみなされる場合における地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第二十二條第三項（乗継円滑化実施計画の認定）（同條第七項において準用する場合を含む。）の規定による乗継円滑化実施計画の認定若しくは同法第三十條第七項において準用する同條第三項の規定による新地域旅客運送事業計画の変更の認定又は特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法第十一條第四項（特定事業計画の認定）（同條第六項において準用する場合を含む。）の規定による特定事業計画の認定は当該事業計画の変更の認可と、都市の低炭素化の促進に関する法律第三十條の規定により特定旅客自動車運送事業の許可を受けたものとみなされる場合における同法第二十九條第三項の規定による道路運送利便増進実施計画の認定は当該許可と、流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律（平成十七年法律第八十五號。以下「流通業務総合効率化促進法」という。）第十一條第一項（貨物自動車運送事業法の特例）、産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法（平成十一年法律第三百一十一號）第二十二條の四第一項若しくは第二項（貨物自動車運送事業法の特例）、福島復興再生特別措置法第四十八條第一項（流通機能向上事業に係る許認可等の特例）又は都市の低炭素化の促進に関する法律第三十六條（貨物自動車運送事業法の特例）の規定により一般貨物自動車運送事業の許可を受けたものとみなされる場合における流通業務総合効率化促進法第四條第一項（総合効率化計画の認定）の規定による総合効率

<p>化計画の認定、産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法第十一条第一項（資源生産性革新計画の認定）の規定による資源生産性革新計画の認定若しくは同法第十二条第一項（資源生産性革新計画の変更等）の規定による資源生産性革新計画の変更の認定、福島復興再生特別措置法第五十一条第九項（産業復興再生計画の認定）の規定による産業復興再生計画の認定若しくは同法第五十二条第一項（東日本大震災復興特別区域法の準用）において読み替えて準用する東日本大震災復興特別区域法第六条第一項（認定復興推進計画の変更）の規定による産業復興再生計画の変更の認定又は都市の低炭素化の促進に関する法律第三十三条第三項（貨物運送共同化実施計画の認定）（同条第七項において準用する場合を含む。）の規定による貨物運送共同化実施計画の認定は当該許可とみなす。</p>	<p>(一)～(五) (略)</p>	<p>百二十五の二～百三十八 (略)</p>	<p>百三十九 貨物利用運送事業の登録若しくは許可又は事業計画の変更の認可</p> <p>(注) 中心市街地の活性化に関する法律（平成十年法律第九十二号）第四十七条第一項、第三項若しくは第四項（貨物利用運送事業法の特例）、流通業務総合効率化促進法第九条第一項若しくは第二</p>
---	--------------------	------------------------	---

<p>化計画の認定、産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法第十一条第一項（資源生産性革新計画の認定）の規定による資源生産性革新計画の認定若しくは同法第十二条第一項（資源生産性革新計画の変更等）の規定による資源生産性革新計画の変更の認定、福島復興再生特別措置法第三十八条第九項（産業復興再生計画の認定）の規定による産業復興再生計画の認定若しくは同法第三十九条第一項（東日本大震災復興特別区域法の準用）において読み替えて準用する東日本大震災復興特別区域法第六条第一項（認定復興推進計画の変更）の規定による産業復興再生計画の変更の認定又は都市の低炭素化の促進に関する法律第三十三条第三項（貨物運送共同化実施計画の認定）（同条第七項において準用する場合を含む。）の規定による貨物運送共同化実施計画の認定は当該許可とみなす。</p>	<p>(一)～(五) (略)</p>	<p>百二十五の二～百三十八 (略)</p>	<p>百三十九 貨物利用運送事業の登録若しくは許可又は事業計画の変更の認可</p> <p>(注) 中心市街地の活性化に関する法律（平成十年法律第九十二号）第四十七条第一項、第三項若しくは第四項（貨物利用運送事業法の特例）、流通業務総合効率化促進法第九条第一項若しくは第二</p>
---	--------------------	------------------------	---

項（貨物利用運送事業法の特例）、産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法第二十二條の二第一項若しくは第二項（貨物利用運送事業法の特例）、福島復興再生特別措置法第六十一条第一項（流通機能向上事業に係る許認可等の特例）又は都市の低炭素化の促進に関する法律第三十四條第一項（貨物利用運送事業法の特例）の規定により第一種貨物利用運送事業の登録又は変更登録を受けたものとみなされる場合における中心市街地の活性化に関する法律第四十條第一項（特定民間中心市街地活性化事業計画の認定）の規定による特定民間中心市街地活性化事業計画の認定若しくは同法第四十一條第一項（認定特定民間中心市街地活性化事業計画の変更等）の規定による認定特定民間中心市街地活性化事業計画の変更の認定、流通業務総合効率化促進法第四條第一項（総合効率化計画の認定）の規定による総合効率化計画の認定若しくは流通業務総合効率化促進法第五條第一項（総合効率化計画の変更の認定）の規定による総合効率化計画の変更の認定、産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法第十一條第一項（資源生産性革新計画の認定）の規定による資源生産性革新計画の認定若しくは同法第十二條第一項（資源生産性革新計画の変更等）の規定による資源生産性革新計画の変更の認定、福島復興再生特別措置法第五十一條第九項（産業復興再生計画の認定）の規定による産業復興再生計画の認定若しくは同法第五十二條第一項（東日本大震災復興特別区域法の準用）において読み替えて準用する東日本大震災復興特別区域法第六條第一項（認定復

項（貨物利用運送事業法の特例）、産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法第二十二條の二第一項若しくは第二項（貨物利用運送事業法の特例）、福島復興再生特別措置法第四十八條第一項（流通機能向上事業に係る許認可等の特例）又は都市の低炭素化の促進に関する法律第三十四條第一項（貨物利用運送事業法の特例）の規定により第一種貨物利用運送事業の登録又は変更登録を受けたものとみなされる場合における中心市街地の活性化に関する法律第四十條第一項（特定民間中心市街地活性化事業計画の認定）の規定による特定民間中心市街地活性化事業計画の認定若しくは同法第四十一條第一項（認定特定民間中心市街地活性化事業計画の変更等）の規定による認定特定民間中心市街地活性化事業計画の変更の認定、流通業務総合効率化促進法第四條第一項（総合効率化計画の認定）の規定による総合効率化計画の認定若しくは流通業務総合効率化促進法第五條第一項（総合効率化計画の変更の認定）の規定による総合効率化計画の変更の認定、産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法第十一條第一項（資源生産性革新計画の認定）の規定による資源生産性革新計画の認定若しくは同法第十二條第一項（資源生産性革新計画の変更等）の規定による資源生産性革新計画の変更の認定、福島復興再生特別措置法第三十八條第九項（産業復興再生計画の認定）の規定による産業復興再生計画の認定若しくは同法第三十九條第一項（東日本大震災復興特別区域法の準用）において読み替えて準用する東日本大震災復興特別区域法第六條第一項（認定復

興推進計画の変更)の規定による産業復興再生計画の変更の認定又は都市の低炭素化の促進に関する法律第三十三条第三項(貨物運送共同化実施計画の認定)(同条第七項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。)の規定により貨物運送共同化実施計画の認定は当該登録又は変更登録とみなし、流通業務総合効率化促進法第十条第一項若しくは第二項(貨物利用運送事業法の特例)、産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法第二十二條の三第一項若しくは第二項(貨物利用運送事業法の特例)、福島復興再生特別措置法第六十一条第一項又は都市の低炭素化の促進に関する法律第三十五条第一項(貨物利用運送事業法の特例)の規定により第二種貨物利用運送事業の許可又は事業計画の変更の認可を受けたものとみなされる場合における流通業務総合効率化促進法第四条第一項の規定による総合効率化計画の認定若しくは流通業務総合効率化促進法第五条第一項の規定による総合効率化計画の変更の認定、産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法第十一条第一項の規定による資源生産性革新計画の認定若しくは同法第十二条第一項の規定による資源生産性革新計画の変更の認定、福島復興再生特別措置法第五十一条第九項の規定による産業復興再生計画の認定若しくは同法第五十二条第一項において読み替えて準用する東日本大震災復興特別区域法第六条第一項の規定による産業復興再生計画の変更の認定又は都市の低炭素化の促進に関する法律第三十三条第三項の規定による貨物運送共同化実施計画の認定は当該許可又は事業計画の

興推進計画の変更)の規定による産業復興再生計画の変更の認定又は都市の低炭素化の促進に関する法律第三十三条第三項(貨物運送共同化実施計画の認定)(同条第七項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。)の規定により貨物運送共同化実施計画の認定は当該登録又は変更登録とみなし、流通業務総合効率化促進法第十条第一項若しくは第二項(貨物利用運送事業法の特例)、産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法第二十二條の三第一項若しくは第二項(貨物利用運送事業法の特例)、福島復興再生特別措置法第四十八条第一項又は都市の低炭素化の促進に関する法律第三十五条第一項(貨物利用運送事業法の特例)の規定により第二種貨物利用運送事業の許可又は事業計画の変更の認可を受けたものとみなされる場合における流通業務総合効率化促進法第四条第一項の規定による総合効率化計画の認定若しくは流通業務総合効率化促進法第五条第一項の規定による総合効率化計画の変更の認定、産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法第十一条第一項の規定による資源生産性革新計画の認定若しくは同法第十二条第一項の規定による資源生産性革新計画の変更の認定、福島復興再生特別措置法第三十八条第九項の規定による産業復興再生計画の認定若しくは同法第三十九条第一項において読み替えて準用する東日本大震災復興特別区域法第六条第一項の規定による産業復興再生計画の変更の認定又は都市の低炭素化の促進に関する法律第三十三条第三項の規定による貨物運送共同化実施計画の認定は当該許可又は事業計画の

変更の認可とみなす。

(一)～(八) (略)

百四十 倉庫業者の登録又は認定

(注) 流通業務総合効率化促進法第八条(倉庫業法の特例)又は福島復興再生特別措置法第六十一条第一項(流通機能向上事業に係る許認可等の特例)の規定により倉庫業者の登録又は変更登録を受けたものとみなされる場合における流通業務総合効率化促進法第四条第一項(総合効率化計画の認定)の規定による総合効率化計画の認定若しくは流通業務総合効率化促進法第五条第一項(総合効率化計画の変更の認定)の規定による総合効率化計画の変更の認定又は福島復興再生特別措置法第五十一条第九項(産業復興再生計画の認定)の規定による産業復興再生計画の認定若しくは同法第五十二条第一項(東日本大震災復興特別区域法の準用)において読み替えて準用する東日本大震災復興特別区域法第六条第一項(認定復興推進計画の変更)の規定による産業復興再生計画の変更の認定は、当該登録又は変更登録とみなす。

(一)～(三) (略)

百四十一～百六十 (略)

変更の認可とみなす。

(一)～(八) (略)

百四十 倉庫業者の登録又は認定

(注) 流通業務総合効率化促進法第八条(倉庫業法の特例)又は福島復興再生特別措置法第四十八条第一項(流通機能向上事業に係る許認可等の特例)の規定により倉庫業者の登録又は変更登録を受けたものとみなされる場合における流通業務総合効率化促進法第四条第一項(総合効率化計画の認定)の規定による総合効率化計画の認定若しくは流通業務総合効率化促進法第五条第一項(総合効率化計画の変更の認定)の規定による総合効率化計画の変更の認定又は福島復興再生特別措置法第三十八条第九項(産業復興再生計画の認定)の規定による産業復興再生計画の認定若しくは同法第三十九条第一項(東日本大震災復興特別区域法の準用)において読み替えて準用する東日本大震災復興特別区域法第六条第一項(認定復興推進計画の変更)の規定による産業復興再生計画の変更の認定は、当該登録又は変更登録とみなす。

(一)～(三) (略)

百四十一～百六十 (略)



二十九 福島県 知事	福島復興再生特別措置法による同法第三十九条の健康管理調査の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの
---------------	---

別表第五（第三十条の八関係）

一〇二十六の二（略）

二十六の三 福島復興再生特別措置法による同法第五十三条第七項において準用する通訳案内士法第十八条の登録、同法第二十三条第一項の届出、同法第二十四条の再交付又は同法第二十五条第二項の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの

二十七〇三十三（略）

三十四 福島復興再生特別措置法による同法第三十九条の健康管理調査の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの

二十九 福島県 知事	福島復興再生特別措置法による同法第二十六条の健康管理調査の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの
---------------	---

別表第五（第三十条の八関係）

一〇二十六の二（略）

二十六の三 福島復興再生特別措置法による同法第四十条第七項において準用する通訳案内士法第十八条の登録、同法第二十三条第一項の届出、同法第二十四条の再交付又は同法第二十五条第二項の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの

二十七〇三十三（略）

三十四 福島復興再生特別措置法による同法第二十六条の健康管理調査の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの

改正案	現行
<p>附則</p> <p>（公団の工業再配置等業務に係る業務の特例）</p> <p>第五条 機構は、政令で定める日までの間、第十五条第一項及び第二項の業務のほか、次に掲げる業務を行う。</p> <p>一～四 （略）</p> <p>五 前各号に掲げる業務のほか、次に掲げる業務を行うこと。</p> <p>イ～ハ （略）</p> <p>ニ 福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第二十五号）<u>第七</u> <u>十三</u>条に規定する業務</p> <p>六 （略）</p> <p>2～6 （略）</p>	<p>附則</p> <p>（公団の工業再配置等業務に係る業務の特例）</p> <p>第五条 機構は、政令で定める日までの間、第十五条第一項及び第二項の業務のほか、次に掲げる業務を行う。</p> <p>一～四 （略）</p> <p>五 前各号に掲げる業務のほか、次に掲げる業務を行うこと。</p> <p>イ～ハ （略）</p> <p>ニ 福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第二十五号）<u>第六</u> <u>十</u>条に規定する業務</p> <p>六 （略）</p> <p>2～6 （略）</p>

改正案	現行
<p>                     第十一条（略）                      2 機構は、前項の業務のほか、次に掲げる業務を行う。                      一 三（略）                      四 福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第二十五号）<u>第三十</u>  <u>二条</u>に規定する業務を行うこと。                      3（略）                 </p>	<p>                     第十一条（略）                      2 機構は、前項の業務のほか、次に掲げる業務を行う。                      一 三（略）                      四 福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第二十五号）<u>第二十</u>  <u>三条</u>に規定する業務を行うこと。                      3（略）                 </p>

改正案	現行
<p>（業務の範囲） 第十三条（略）</p> <p>2 機構は、前項に規定する業務のほか、次の業務を行う。</p> <p>一 阪神・淡路大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成七年法律第十六号）第七十七条、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成二十三年法律第四十号）<u>第三百三十八条又は福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第二十五号）第三十三条</u>の規定による貸付けを行うこと。</p> <p>二〽四（略）</p>	<p>（業務の範囲） 第十三条（略）</p> <p>2 機構は、前項に規定する業務のほか、次の業務を行う。</p> <p>一 阪神・淡路大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成七年法律第十六号）第七十七条、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成二十三年法律第四十号）<u>第三百三十八条又は福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第二十五号）第二十四条</u>の規定による貸付けを行うこと。</p> <p>二〽四（略）</p>

改正案	現行
<p>第四条（略）</p> <p>2 復興庁は、前条第二号の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一～五（略）</p> <p>六 福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第二十五号）第四条第五号に規定する避難解除等区域の復興及び再生の推進に関することと、同法第十七条第一項に規定する生活環境整備事業に関すること、同法第三十五条第一項に規定する生活拠点形成事業計画に関すること、同法第三十六条第三項に規定する生活拠点形成交付金の配分計画に関すること、同法第五十一条第九項に規定する産業復興再生計画の認定に関すること、同法第七十一条第五項に規定する重点推進計画の認定に関すること並びに同法第三十六条第一項に規定する生活拠点形成交付金事業等及び同法第五十一条第二項第三号に規定する産業復興再生事業に関する関係行政機関の事務の調整に関すること。</p> <p>七～九</p> <p>3（略）</p>	<p>第四条（略）</p> <p>2 復興庁は、前条第二号の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一～五（略）</p> <p>六 福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第二十五号）第四条第五号に規定する避難解除等区域の復興及び再生の推進に関することと、同法第十七条第一項に規定する生活環境整備事業に関すること、同法第三十八条第九項に規定する産業復興再生計画の認定に関すること、同法第五十八条第五項に規定する重点推進計画の認定に関すること並びに同法第三十八条第二項第三号に規定する産業復興再生事業に関する関係行政機関の事務の調整に関すること。</p> <p>七～九</p> <p>3（略）</p>